

社会福祉法人 薫風会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～ 令和8年 3月31日までの 3年間

目標1： 計画期間内までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間100時間未満とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和6年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修実施
- 令和6年 4月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和6年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：男性の育児休暇を取得できるようにする

<対策>

- 令和6年 4月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和6年 4月～ 社内報などによる社員への周知